

1 教育活動について

① 教科活動

- ・主体的協働的な学習を工夫して推進する…『学び合い』を中核として
- ・評価について共通理解を図りながら指導を効果的に行う
- ・主体的な学習者を育てる…学び方を学ぶ、見通しを持って学ぶ指導をする ※手帳
- ・ICT機器を効果的に活用する…使う機会を増やす、工夫する
- ・授業をよくする授業研究を行う…講師を招聘して研修。相互に、授業を見合って対話する

② 生徒指導(対処療法的生徒指導よりも開発的な生徒指導を)

- ・生徒との事実学ぶ
生徒は失敗する→失敗を学びにする = 「やり直し」
- ・教員一人が判断せず(担当でかかえず)、まず同僚に話す。その後すぐに、対応を協議して、チームで対応する。

教員も生徒の事実から学ぶ。一人の教員が生徒のすべてを理解することは難しい。全教員が、全生徒に対応するために、情報を共有。

- ・子どもの行動特性は一人一人違うことを認識し、また不登校傾向や学校不適応傾向など、様々な背景の子どもたちがいることを踏まえ、生徒の生活背景を察知し、保護者を励まし、保護者とともに子どもを育てるという姿勢が不可欠。

※カウンセリングマインド

※初期対応がとても大切

(ことば、行動は丁寧、正確に、迅速に。報告、連絡、相談、確認と記録を！)

※その日に発生したことは、その日のうちに解決するように

- ・生徒一人一人にとって、居心地がよいと思える環境(=居場所)をつくることを意識して指導する。
- ※心理的安全性
※生徒が本音で話すことができる雰囲気
- ・日ごろから安全、安心な学校づくりを。

③ 人権教育

同和問題を人権問題という本質から捉え、同和、障害者、在日外国人の問題等の解決を目指すという創造的、発展的見地に立った人権教育の推進を目指す。

※人権教育の視点(i 人権尊重の精神、ii 差別に対する科学認識、iii 科学的・合理的な考え方、iv 豊かな情操、v 基礎的な能力、vi 自己表現)

各教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、人権教育の視点を踏まえて活動を行う。

副読本「いのち」や新版「いのち」、明日への伝言板、視聴覚教材の活用

※ 新版「いのち」掲載の同和問題についての授業は30年度より必修

④ 特別支援教育

「地域の子どもたちは地域で育てる」というインクルーシブ教育の考え方のもと、本校にも特別支援学級が設置されている。

通常学級における特別な支援を要する生徒への配慮について、全体で検討・共通理解を図りながら、対応・指導していく。※誰一人取り残さない

特別な支援が必要な生徒については、保護者の意向、障害の状態、就学相談や教育相談などでの内容を踏まえ、校内で特別支援コーディネーター等を中心に、全職員が組織として役割を自覚して対応する。

⑤ 道徳教育

学校教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ることはもとより、年間35時間の特別な教科道徳の授業を実施する。教科書を基盤として、読み物資料・映像資料等の活用及び開発を図り、生徒の学習意欲を引き出すように努める。一人一人の率直な考えを表現させる工夫をする。

※本音を語るができる

※『学び合い』の授業

⑥ 進路指導(将来に対する生き方指導=キャリア教育)

自分の性格や適性、能力、可能性を考えながら、将来の自分の姿を見つめさせ、よりよい進路選択ができるよう適切な進路指導に努める。特に、進学希望者については、学力と志望校との乖離が生じないように、計画的かつ継続的に指導する。

⑦ 総合的な学習の時間、特別活動(学校行事、学級活動など)

総合的な学習や学校行事では、生徒が主体的に取り組む活動を通して、自主性、リーダーシップ、人間関係調整力等を育む場としている。ただし、それぞれの教科・領域の目標を照らし、総合的な学習の時間は、探究的な学習を通して課題解決を図ること、特別活動では、活動を通して望ましい集団をつくることを学ぶようにする。

⑧ 学校評価、スクールプラン

学校での教職員による教育活動を、PDCAのサイクルで改善することをねらいとしており、教職員による自己評価を基本とする。保護者アンケート、生徒アンケート、及び学力調査・体力調査等の結果や、各種の生徒のアンケート・意識調査、地域の意見等は、教職員による自己評価を裏付ける資料となる。

教職員による自己評価や、スクールプランに基づく振り返りを通して、本校での教育活動の改善を図っていく。

⑨ 学校を開く・情報公開、小・中連携

保護者や地域に対して、積極的に学校活動を伝えるとともに、学校を公開する。地域の方や保護者が、学校にいつ来られてもいいこととする。また、小・中連携の取り組みは、中学校での交流活動を検討する。これらにより、保護者や地域の方に、熊西中学校のよさや課題を理解してもらうとともに、地域の子どもたちとともに育む意識をもってもらうように働きかける。

⑩ 指導に生かす評価、評価基準の提示

ここでいう評価とは、5段階評定のことではない。毎時間の指導に生かす評価に努め、習熟の程度、到達の程度を踏まえ、観点別評価を総合的に判断しながら、各教科の「学習指導要領解説」と「スタカリ」及び「評価方法等の工夫改善のための参考資料(国立教育政策研究所)」に即って、その単元(のまとまり)ごとにつけるべき力を、その単元の学習期間中に定着させることを意識して毎時間の授業に臨むことが必要。また、学習評価の「評価基準」や「判断基準」を生徒・保護者に効果的に提示し、学習意欲の向上を図ることも大切。

また、新学習指導要領における学習評価について、各教科、学校全体で研究を行い、効果的なものにしていく。

※評価材料を多めに

※評価の判断基準の妥当性